明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三七五）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三七六）　五
○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を一部変更する件
（総務・財務・国土交通一）　八
○公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を一部変更する件
（国土交通一〇四〇）　一四
〔人事異動〕
防衛省　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二五
特殊法人等
平成二十五事業年度財務諸表（独立行政法人労働者健康福祉機構・独立行政法人農林水産消費安全技術センター）、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、日本弁護士連合会懲戒の処分・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録取消し・記章紛失関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人関係　六九
会社その他
会社決算公告　二九

告　示

○総務省告示第三百七十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十六年十月二十二日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域の範囲	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
1	(1)　北緯36度07分33秒東経139度49分41秒の地点と北緯36度07分22秒東経139度49分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度07分09秒東経139度49分49秒の地点と北緯36度05分38秒東経139度50分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　茨城県古河市下片田字道満232―1（56.90） (2)　茨城県猿島郡境町大字伏木字向山3066―5（64.50）
2	(1)　北緯36度05分38秒東経139度50分19秒の地点と北緯36度04分45秒東経139度49分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度04分43秒東経139度49分50秒の地点と北緯36度04分32秒東経139度49分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度04分30秒東経139度49分43秒の地点と北緯36度03分40秒東経139度49分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　茨城県猿島郡境町大字伏木字向山3066―5（64.50） (2)　埼玉県春日部市神間字木塚558―1（44.90）
3	(1)　北緯35度42分02秒東経139度45分01秒の地点と北緯35度42分12秒東経139度44分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　東京都千代田区飯田橋3―10―10（153.00） (2)　東京都新宿区神楽坂6―46（57.60）
4	(1)　北緯35度39分06秒東経139度28分49秒の地点と北緯35度39分06秒東経139度24分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　東京都国分寺市本多2―13―1（144.30） (2)　東京都日野市程久保7―2―35（184.60）
5	(1)　北緯36度33分23秒東経139度53分20秒の地点と北緯36度31分43秒東経139度49分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　栃木県宇都宮市天神1―1―11（179.50） (2)　栃木県鹿沼市大字深津字中原台600（155.10）
6	(1)　北緯36度30分53秒東経139度07分05秒の地点と北緯36度31分20秒東経139度08分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　群馬県前橋市富士見町赤城山字西大河原1575（850.40） (2)　群馬県前橋市富士見町赤城山字箕輪2213（999.40）